

浦 白 町

子どもの読書活動推進計画

令和4年4月

浦白町教育委員会

## ○子どもの読書活動の経緯

平成13年12月に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」ということを基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されました。

この法律で、都道府県及び市町村は、「子どもの読書活動推進計画」を策定するよう努めることとされました。

国は、「第1次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を平成14年8月策定し、現在は平成30年4月に策定した第4次計画を実施しています。

北海道では、国の法律に基づき、平成15年11月に国の計画を基本として「第1次北海道子どもの読書活動推進計画」を策定しています。

平成20年3月に第2次計画を、平成25年3月に第3次計画を、平成30年3月に第4次計画を策定し、計画に基づき読書普及活動を進めています。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。社会全体でその推進を図っていくことはきわめて重要であるとし、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動をおこなうことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進すること」としています。

浦臼町では、農村センター図書室を中心とした学校・家庭・地域における読書活動の推進をおこなってまいりましたが、近年の情報化社会による携帯電話やゲーム機器の普及により活字離れや読書離れが進んでいるのが現状です。

そこで、子どもの読書活動を進めるにあたり浦臼町では、子どもたちがいつでもどこでも本とふれあい、言葉を学び、感性・表現力・創造力を豊かなものにできる機会の場の提供と環境整備をおこない、子どもたちの読書活動の推進を目指し、平成29年2月に「浦臼町子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

このたび、5カ年の「第1次計画」が終了することから、第1次計画を引き継ぐとともに、国の第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び第4次「北海道子どもの読書活動推進計画」の方針を踏まえ、「第2次浦臼町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

## 基本的な考え方

浦臼町のすべての子ども達があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を図ります。

## 計画の期間及び推進状況の把握

本計画は令和4年度から5年間とします。

## 計画の対象

本計画の対象はおおむね0歳から15歳までとします。

## 推進方策

- 1 家庭における読書活動の推進
- 2 地域における読書活動の推進
- 3 幼稚園・学校における読書活動の推進

## ★ 子どもの読書活動推進のための取組

### 1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活をとおして形成されるもので、読書が生活に位置づけられるように、保護者が家庭内で積極的に取り組むことが大切です。

そのため、家庭では絵本の読み聞かせを継続的にするなど、子どもが本に親しむきっかけを作ることが必要です。

保護者の学習会の開催、ノーゲームデーの設定、広報誌等の活用

### 家庭における読書活動の具体的な取組

保護者を対象とした学習会の開催とノーゲームデーの設定

うちどく  
家読の重要性を町広報誌で啓発

図書だよりの発行



### 目標指標

内 容	R3年度の状況	5年後の状況
保護者の学習機会を提供し、町全体で取り組むノーゲームデーを設定する。(教育局との連携)	未実施	実施
読み聞かせ等、家庭での読書活動の重要性を広報誌などで啓発する。	未掲載	掲載
事業紹介や新書を掲載した図書だよりを定期発行する。	2月に1回発行	継続

## 2) 地域における読書活動の推進

子どもが様々な本に数多く触れ、読書への関心を育ていけるよう、農村センター図書室の利用を促進していくことが大切です。

そのため、子どもが利用しやすいよう、農村センター図書室の整備を進め、積極的に情報を届け、興味を持たせることが必要です。

ブックスタート事業、円滑な移動図書体制づくり、人材育成等

### 地域における読書活動の具体的な取組

ブックスタート事業の推進

幼稚園・小学校と連携した移動図書の実施

読み聞かせボランティアの育成及び活用



### 目標指標

内 容	R3年度の状況	5年後の状況
ブックスタート事業を推進する。	実施	継続
幼稚園・学校と連携協力しながら、移動図書を推進する。	実施	継続
読み聞かせボランティアの人材を育成する講座等を開催する。(教育局との連携)	未開催	開催

### 3) 幼稚園・学校等における読書活動の推進

幼稚園や学校においては、教員が子どもの読書活動の意義を理解し、教育活動等の中で、計画的・継続的に読書活動を推進する取り組むことが大切です。

そのため、子どもの発達段階を踏まえて、多様な指導を展開することにより、望ましい読書習慣の形成を図ることが必要です。

朝読や移動図書の実施、人材の活用、読書啓発ポスターの掲示等

#### 幼稚園・学校等における読書活動の具体的な取組

あさどく  
朝読の定着

読み聞かせボランティアの活用

学校図書館等に関する研修会への派遣



#### 目標指標

内容	R3年度の状況	5年後の状況
幼稚園・学校における朝読を推進する。	実施	継続
幼稚園や学校において、読み聞かせボランティアを活用する。	実施	継続
教育局が主催する研修会等に教員を参加させ、学校図書館等の活用を促進する。(教育局との連携)	未実施	実施

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日  
法律 第 154 号

## 第 1 目的（法第 1 条関係）

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものであること。

## 第 2 内容

### 1 基本理念（法第 2 条関係）

子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないこと。

### 2 国及び地方公共団体の責務（法第 3 条及び第 4 条関係）

- (1) 国は、上記 1 の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。（法第 3 条関係）
- (2) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。（法第 4 条関係）

### 3 事業者の努力（法第 5 条関係）

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### 4 保護者の役割（法第 6 条関係）

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### 5 関係機関等との連携強化（法第 7 条関係）

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### 6 子ども読書活動推進基本計画（法第8条関係）

- (1) 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 上記(2)は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用すること。（第3項関係）

#### 7 都道府県子ども読書活動推進計画等（法第9条関係）

- (1) 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第1項関係）
- (2) 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならないこと。（第2項関係）
- (3) 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならないこと。（第3項関係）
- (4) 上記(3)は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用すること。（第4項関係）

#### 8 子ども読書の日（法第10条関係）

- (1) 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けること。（第1項関係）
- (2) 子ども読書の日は、4月23日とすること。（第2項関係）



(3) 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこと。(第3項関係)

9 財政上の措置等(法第11条関係)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

10 施行期日(附則関係)

この法律は、公布の日から施行すること。

第3 留意事項

1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。

2 国においては、子ども読書の日の趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

第4 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体を実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。



～ 本を読もうね！！～